

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市身体障害者用自動車改造費助成事業
補助の区分	扶助的補助
補助の概要	身体障害者及び身体障害児に対し、就労、通院等のために使用する自動車の改造又は介護用車両の購入に必要な経費の一部を助成することにより社会参加の促進を図ることを目的に、助成金を交付する
補助事業者	<p>(1) 本人運転の場合 身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者であって、その障害の程度身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級若しくは2級に該当する者であること又は運転免許証に改造の要件が記載されていること</p> <p>(2) 介護者運転の場合 身体障害者手帳1級又は2級を所持し、自ら自動車を運転することができない者であって障害に起因し車いすを常時利用する者がいる世帯であること。ただし、身体障害者等の通院等のために継続して週3日以上使用するために改造等をするものも含む</p>
補助対象経費	本人運転の場合：上限10万円（改造費） 介護者運転の場合：上限12万円・6万円（新車）、上限7万円・4万円（中古車）、上限10万円（介護車両改造費）
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上限12万円・10万円・7万円
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	実行補助率1/2以内
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	<p>第5期佐渡市障がい福祉計画に基づき、目標数を5件とする</p> <p>○目標に対する費用対効果（計算式） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における地域生活支援事業として位置付けており、障がい者の経済的負担を軽減するとともに社会参加と自立を促進し、就労の機会を拡大する</p> <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法</p>
補助制度開始	平成29年3月31日
見直し時期	令和2年10月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 随時受付
事業担当（担当部署）	社会福祉課
（電話番号）	0259-63-5113